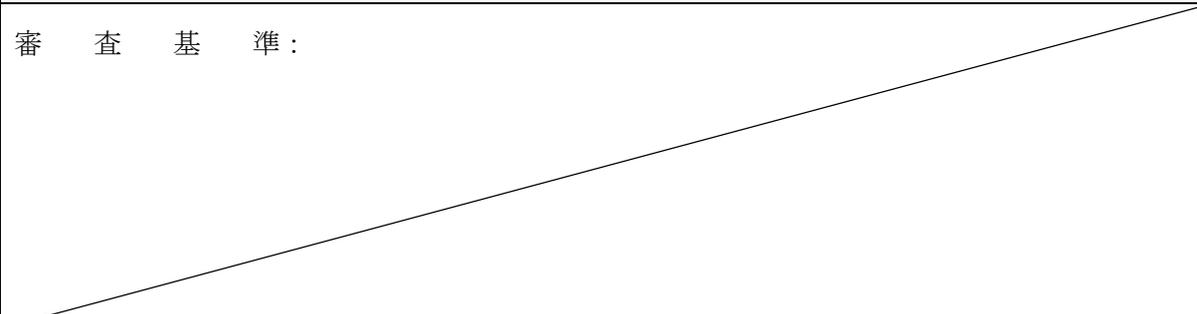


審 査 基 準

令和7年8月8日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原 権 者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： ○ 福岡自動車運転免許試験場及び北九州自動車運転免許試験場 即日 ○ 筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場更新センター、北九州自動車運転免許試験場更新センター及び警察署 12日間
申 請 先：自動車運転免許試験場、自動車運転免許試験場更新センター又は警察署の交通担当課
問 合 せ 先：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場試験場係 ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）
備 考：